

## 令和6年度定時総会の開催

令和6年6月13日(木)午後3時から、サンプリエール(長崎市元船町2-4)において、定時総会が開催された。

定時総会は、定款第20条に定める定足数を満たし、有効に成立した。

開催に先立ち、長年にわたり協会活動に尽力された物故者に対して、全員で黙とうを捧げた。

眞弓副会長による開会宣言、江口会長による挨拶に続いて、議長選出(定款18条により、江口会長が議長となる)、議事録署名人の選出(会長が長崎地区木下喜行氏、佐世保地区 眞弓忠治氏を指名し、了承)を経て、以下の議事につき、審議がなされた。

### 議 事

#### ◇報告事項

令和5年度事業報告について、事務局より説明がなされた。

#### ◇承認事項

**第1号議案** 令和5年度決算(案)について、事務局より説明がなされた。浦田監事による監査報告の後、第1号議案については全会一致で可決承認された。

#### ◇報告事項

令和6年度事業計画及び令和6年度収支予算について、事務局より説明がなされた。

#### ◇承認事項

**第2号議案** 令和6年度役員報酬の上限額(案)について、事務局より説明がなされた後、全会一致で可決承認された。

#### ◇報告事項

- ・令和6年度資金調達及び設備投資について、事務局より説明がなされた。
- ・食品環境検査センター及び環境科学試験所移転に係る土地の取得について、事務局より説明がなされた。

#### ◇承認事項

**第3号議案** 理事の補選(案)について、事務局より説明がなされた後、新任候補者2名(県南地区・横山祐市氏、壱岐地区・平田益行氏)の所属及び氏名が1名ずつ読み上げられ、全員が可決承認された。

以上のとおり、慎重審議の結果、提出された議案のすべてが可決承認されたため、木下副会長による閉会宣言により、定時総会は閉会となった。

## 決算及び予算の概要

#### ◇令和5年度決算の概要

1. 公益目的事業	(単位:千円)
経常収益合計	538,423
経常費用合計	499,773
当期経常増減額	38,650
一般正味財産期首残高	1,373,363
一般正味財産期末残高	1,412,926
2. 収益事業等	(単位:千円)
経常収益合計	1,990
経常費用合計	103
当期経常増減額	1,887
一般正味財産期首残高	11,004
一般正味財産期末残高	11,949

3. 法人会計	(単位:千円)
経常収益合計	3,053
経常費用合計	18,820
当期経常増減額	▲15,767
一般正味財産期首残高	▲120,428
一般正味財産期末残高	▲136,194

#### ◇令和6年度収支予算の概要

(単位:千円)	
経常収益	450,776
経常費用	450,729

令和6年度 受賞者名簿

●長崎県知事表彰 (敬称略)

○食品衛生功労者 9名

地区	氏名
上五島	西村 勝助
長崎	浦 信夫
県南	小峰 浩利
諫早	田口 幸予子
舌岐	馬渡 元司
西彼	福田 一樹
対馬	海老名 輝彦
大村東彼	原口 祥三
下五島	出口 晃正

○食品衛生優秀施設 9施設

推薦保健所	施設名	代表者名
西彼	モスバーガー 長崎時津店	望月 謙太郎
県央	珈琲の店 リビング	中田 直子
県央	長工醤油味噌協同組合 大村工場	宮崎 太樹
県南	長崎県有家手延素麺協同組合	中村 政男
五島	株式会社 真鳥餅店	眞鳥 浩次
五島	いけす割烹 心誠	佐野 誠
長崎市	長崎和泉屋	井上 確
長崎市	田中旭榮堂	田中 耕太郎
佐世保市	白バラ	堀江 茂樹



●(公社)長崎県食品衛生協会会長表彰 (敬称略)

○食品衛生功労者 14名

地区	氏名
長崎	内田 梨沙
佐世保	庄崎 匡宏
佐世保	鐘ヶ江 慎一
西彼	竹村 真一
大村東彼	赤羽 愉貴子
大村東彼	宮本 朗
諫早	平山 博敏

地区	氏名
県南	松永 忠次
県南	中嶋 康夫
県南	高橋 武智
下五島	伊原 聖子
上五島	小高 秀克
舌岐	長島 修
対馬	朝妻 淳一

○優良施設 9施設

地区	施設名称	代表者名
長崎	㊦ タイレイ	小野 博之
長崎	株式会社 琴海堂	山本 英樹
西彼	中華飯店 ながさこ	長迫 ひとみ
大村東彼	からあげ ちきちき	川端 芳之
諫早	とんかつ浜勝 諫早バイパス店	宮崎 健志
県南	株式会社 にくせん	酒井 範示
下五島	株式会社 五島列島酒造	三崎 清一郎
上五島	コミュニティ・カフェ・アン	富永 恵子
対馬	有限会社 田川	田川 博人

第65回(公社)日本食品衛生協会 九州ブロック大会 ~沖縄県宜野湾市~

令和6年7月18日(木)、沖縄コンベンションセンターにおいて、関係者約830名の参加により、「うちなーんちゅ」が減入るほど、例年にない暑さの中で盛大に開催された。

主催者挨拶、厚生労働省健康・生活衛生局長表彰授与式、来賓挨拶、特別講演(「琉球王国の食文化」劇作家・プロデューサー 亀島 靖氏)、食品衛生指導員体験発表(福岡県支部、沖縄県支部)、日食協重点事業説明、九ブロ連絡協議会提案事項、大会スローガン採択、次回開催県(福岡市)の選出及び挨拶などを経て、無事に終了した。



厚生労働省健康・生活衛生局長表彰の様子 (最前列左から三番目は西彼地区・辻田和義様)

創業寛永元年  
長崎 カステラ本家 福砂屋  
SINCE 1624



Instagram



“As safe as the Rock”  
~ジブラルタ・ロックのように安心~

ジブラルタ海峡に位置する長さ4.8km、高さ400mにもおよぶ巨大な岩山“ジブラルタ・ロック”が社名の由来です。親会社ブルデンシャル・ファイナンシャルのシンボルである“ジブラルタ・ロック”は時を経ても変わることはない強さ、安定性、専門性、そして革新性を象徴しています。

ジブラルタ生命は、今後ご契約者サービスのさらなる向上に努めるとともに、より多くのお客さまに経済的な保障と心の平和をお届けしてまいります。

<食糧生命共済保険取扱会社> **ジブラルタ生命保険株式会社** 長崎支社・佐世保支社

〒850-0058 長崎市長上町1番1号 JR長崎ビル6F  
TEL: 095-826-5202

〒857-0053 佐世保市常盤町5番3号 LUCROSS BLDG 4F  
TEL: 0956-24-3220

コールセンター ▶▶ 0120-37-2269  
【受付時間】平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00 (日曜・祝日・12/31~1/3を除く)

ホームページ ▶▶ <https://www.gib-lifo.co.jp/>



Gibraltar  
ジブラルタ生命

## 地区だより >>> 今後の予定

地区名	食品自主検査	業者等検便	食品衛生責任者講習会	
			新規養成講習	実務講習
長崎	9/4, 9/17, 10/1, 10/15, 11/6, 11/19, 12/9, 12/17, 1/8, 1/21, 2/5, 2/18, 3/5, 3/18	9/4, 9/17, 10/1, 10/15, 11/6, 11/19, 12/9, 12/17, 1/8, 1/21, 2/5, 2/18, 3/5, 3/18	9/18, 12/5, 3/4	10/17, 11/14, 2/6
佐世保	9/11, 9/24, 10/9 (県北) 10/22, 11/13, 11/26, 12/11, 12/17	9/10, 9/24, 10/8, 10/21, 11/12, 11/25, 12/10	11月下旬予定	今年度の開催は 終了しました
西彼	9/3, 9/18, 10/1, 10/16, 11/5, 11/20, 12/3, 12/18 西彼町 9/25, 西海町 10/22, 大島町 11/27, 大瀬戸町 12/9	時津町 11/12, 11/13 長与町 11/18, 11/19 西彼町・西海町 11/5 大島・崎戸町・大瀬戸町 11/7	11月予定	10/3, 10/8
大村東彼	9/3, 9/18 (波佐見) 10/1, 10/16 (東彼杵) 11/11, 11/19 (川棚) 12/3, 12/10 (波佐見)	11月中 ノロウィルス自主検査、 秋期業者検便受付 全農連長崎大村果汁工場・今里酒 造株式会社・長崎空港ビルディング株式会社	10/17 大村市中地区公民館	10/21 大村市中地区公民館
諫早	9/3, 9/10, 9/18, 10/1, 10/8, 10/16, 11/5, 11/12, 11/20, 12/3, 12/10, 12/18, 1/7, 1/14, 1/22	今年度分は実施済みです	11/18	11/11
県南	(島原) 9/4, 9/11, 9/25 10/2, 10/9, 10/23 (小浜) 9/3, 9/24, 10/1 10/21	10/3, 10/7, 10/10, 10/16	10月中予定	10/15, 10/22
県北	9/3	9/9, 9/17, 10/7, 11/8	9/5, 9/13, 9/30 3/未定	11/8, 11/14, 11/18, 11/25, 11/27
下五島	対象者にはハガキで通知	10/8~10/11 管内一円	10/31 五島振興局 2月予定あり	10/24 福江文化会館 (追加講習) 11月予定
上五島	第2回目検査受付2024/9月~ 第3回目検査受付2025/1月~ 予定	第1回目検査受付2024/9月~ 予定	今年度の開催は 終了しました	2024/10月~ (奈良尾、 若松地域)・11月~ (有 川、上五島、新魚目地域)・ 11月~ (小値賀地域) 予定
舌岐	9/4, 9/18, 10/2, 10/16 11/6, 11/20, 12/4, 12/18 1/8, 1/22, 2/5, 2/19, 3/5	11月実施予定	10/8 実施予定	2月実施予定
対馬	未定	O-157セットを実施 11月上旬予定	10/11 (金) 対馬市交流センター	10/17 (厳原) 10/30 (上対馬) 11/17 (豊玉)

※講習会につきましては、新型コロナウイルス感染症予防のため、日程変更の可能性及び募集人員等に限りがございます。詳しくは各地区協会までお尋ねください。

**定期的な「食品の自主検査」・「検便」の実施で、食中毒を未然に防止しましょう！**

# 地区だより

## >>> 近況報告

### 長崎地区

#### 【令和6年度通常総会の開催】

5/20 矢太樓南館において通常総会を開催

#### 【食品衛生月間活動について】

8/1 ハマクロス411前にて街頭啓発を実施。食品衛生指導員11名が長崎市保健所と協力し、食中毒予防標語入りウェットティッシュ・キッチンクロスを配布し食中毒予防を呼びかけた。

8/6 長崎市開催の「親子手洗い教室」に手洗いマイスターの指導員2名が参加。食品衛生監視員と一緒に正しい手洗いの方法を教えて手洗いの大切さを伝えることができた。



食品衛生月間 街頭啓発



親子手洗い教室

### 佐世保地区

#### 【食品衛生責任者実務講習会】

6/18～7/9の内9日間、食品衛生責任者実務講習会を宇久、江迎、佐世保地区で開催し、1,362名が受講した。



#### 【九州ブロック大会参加】

7/17.18に沖縄で開催された九州ブロック大会へ眞弓会長他7名が参加、会長以外の指導員の参加は4年ぶりということで、指導員同士の交流も深まり有意義に過ごすことができた。



#### 【食品衛生月間キャンペーン】

8/1からの食品衛生月間キャンペーンに合わせて行っていた街頭でのチラシ、ティッシュの配布を中止し、今回は設置型に変更して、多くの消費者に手に取ってもらえるように各施設に設置をお願いした。



### 西彼地区

7月24日、30日に2会場で指導員研修会と委員会を開催し、西彼保健所の天本係長に日食協テキストなどを使って、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返りについて」と「自然毒による食中毒の予防」の講義をお願いした。



7月24日実施 指導員研修会

食品衛生月間は、車両パレードによる広報活動と巡回指導を実施した。



8月1日 長与パレード出発式

6月～7月に管内2小学校で手洗いチェッカーの貸出しによる子ども手洗い教室を実施した。

### 大村東彼地区

#### 5月20日 責任者実務講習会、5月29日 責任者養成講習会

大村市で実務・養成講習会があり、実務が127名、養成73名の方々に受講していただきました。近年では食中毒が消費者にも注目されているため、しっかりと講習を聞いていただいている様でした。

#### 6月18日 指導員研修会 (大村地区)、

#### 6月25日 指導員研修会 (東彼地区)

大村地区22名・東彼地区16名の指導員が参加し、保健所の専門幹の研修と近況の巡回指導店の選考に関する事で、白熱した議論がなされた。飲食店にとって原則禁煙は、お客様と意思疎通が困難になったりするので、他支部はどのように促しているのか気になるところです。

#### 8月1日 衛生月間パレード

8月1日、波佐見町役場から川棚町→東彼町→大村市内へと、保健所と会長他指導員と共に食中毒予防に関するPR活動を行った。途中、スーパーや道の駅でのグッズ配布は猛暑の中、役所の職員、監視員や指導員にとっても頑張って配って頂いた。今年の猛暑は尋常ではないので、食中毒には本当に気を付けてもらいたいです。



### 諫早地区

★令和6年度通常総会を令和6年5月21日(火) 県央保健所2階会議室において開催した。第1号議案より第8号議案まで審議し、満場一致で可決された。今年度より当協会の名称が諫早地区食品環境衛生協会より諫早食品衛生協会に変更した。



令和6年度通常総会

★5月31日(金) L&Lホテルセンリユウに於いて指導員会を実施した。保健所から講師として伊藤専門幹に来ていただいた。

★夏季一斉検便を6月3日(月) から約1か月17か所まで受付し実施した。

★7月8日(月) 食品衛生実務講習会をながさき看護センターにて実施し159名が参加した。また7月22日(月) 食品衛生責任者養成講習会を開催し105名の方が受講した。

7月31日(水) 西諫早地区センター内広場において、食品衛生月間の事前街頭PRを実施した。副会長3名他4名の指導員とで食中毒予防を声かけながら、月間グッズを一般市民に対して配布した。



事前街頭PR

### 県南地区

5/20 (月) 仲よしにて通常総会を開催。  
 6/6 (木) 令和6年度第1回食品衛生責任者新規養成講習会を実施。  
 6/24 (月) 6/25日 (火) 7/1 (月) 各町にて業者検便受付を実施。  
 8月の食品衛生月間は各地区のぼりとポスター掲示またウエットティッシュや立つ水切りゴミ袋を配布し食中毒予防の声かけを行う。



新規養成講習会

### 県北地区

#### 食中毒予防対策巡回指導・消費者への注意

- ・7月～「食材別食中毒予防早見表」を、各地区営業者へ配布。巡回指導の月でない地区は、検便集合受付時に配布。
- ・消費者の方へは、8月2日より食品衛生月間パレード実施時に街頭にて配布し注意喚起しました。



#### 手洗い教室 (手洗いマイスター活動報告)

- ・今年の、「正しい手洗い教室」は、平戸市田助小学校高学年18名。田助ハイヤ節伝承館にて通学合宿最終日の7/13実施。田助地区・平戸地区青少年健全育成会・未来創造館保健所職員の方々のご協力により開催する事が、出来ました。手洗いマイスター (指導員) も大活躍。
- ・児童の毎日の食事を用意する大人の方も参加していただき「日頃から手洗いしているつもり」でした。
- ・子供にちゃんと手を洗ったと言えなくなりました。
- ・固形石鹸の使用後、汚れがこのように付着する事も確認。



### 下五島地区

#### ◆食品衛生月間の取組み

- ・7/9 聖マリア保育園での手洗い教室を実施。工夫を重ね楽しく指導を行った。
- ・7/25 夏期一斉巡回指導 (約100件) を実施。主に「HACCP実施の定着と毎月の振り返り」について、記録簿の点検を行い、継続されるよう指導を行った。
- ・8/5 月間キャンペーンを実施。大型スーパー二ヶ所で啓発品 (ポリ手袋) の配布を行った。



手洗い教室の様子



夏期一斉巡回指導

### 上五島地区

#### ■第1回食品検査受付、送付

5月15日 (水) ～6月11日 (火) まで、6地区で受付、送付した。当初の予定日程が、天候不良等のため急遽変更になる等、慌たしいこともあったが、受検率はまずまずだった。

#### ■7/4 (木) 食品衛生責任者養成講習会を開催

出席者26名。消費者の食品の安全による関心は年々高まりをみせていることから、施設・食品の衛生管理の更なる必要性や、食品衛生法 (HACCPによる衛生管理等) についてのお話しが上五島保健所よりあった。



#### ■8/6 (火) 食品衛生月間パレードを実施

8月の1ヶ月間、新上五島町と小値賀町のご理解、ご協力の元、食中毒防止啓発アナウンスにより「食品衛生月間」への理解を求めた。

8月6日 (火) 午前9時40分、上五島保健所において、衛生環境課長はじめ関係職員、上五島地区食品衛生指導員による食品衛生月間啓発パレード出発式を執り行った。衛生環境課竹野課長より「食品衛生月間」における意義等のあいさつを頂き、啓発パレードに出発した。管内の大型スーパー店4か所におき、食中毒に関する注意喚起のパンフレット等を配布した。猛暑の中、活動は容易ではなかったが、皆の協力の元、全行程無事に終了した。



### 杵岐地区

#### ○夏期巡回指導

7/4～7/12の内4日間で杵岐保健所にご協力いただき各地区の指導員と巡回指導を実施

#### ○九州ブロック大会へ会長他4名参加

#### ○食品衛生月間

各家庭へチラシの配布、各地区のぼりを立て啓発グッズを配布し街頭キャンペーンの実施。

地区の店舗にポスターの掲示を依頼し、管内放送及びパレードで食中毒予防について呼びかけた。



街頭キャンペーン

### 対馬地区

#### ○夏季巡回指導

7/10・7/22・7/30 各地区指導員に参加いただき営業施設の巡回指導を実施した。「食中毒未然防止」と衛生管理記録簿の確認をお願いした。

#### ○食品衛生月間

8/6・8/8 対馬保健所公用車による啓発活動を行った。営業施設・給食施設・公共施設にポスターの掲示、のぼりの掲揚をお願いした。消費者の方には、食中毒注意と手洗いを呼び掛けながらティッシュ・チラシを配布した。



対馬保健所車輛による広報活動



## 県からのお知らせ

長崎県生活衛生課

## 食品事業者の責務とは ～鶏肉によるカンピロバクター食中毒を発生させないために～

保健所職員が鶏肉や鶏レバーを生・半生（炙りやタタキ等）で提供している飲食店に指導に行くと「鶏の生食は法律で禁止されていない」とおっしゃる業者様がいるようです。法律で禁止されていないのだから提供しても何も問題ないという解釈に聞こえますが、果たして正しいのでしょうか。

食品衛生法では「牛の肝臓」と「豚の肉や内臓」は生での提供を禁止している一方、「鳥の肉や内臓」の生での提供は禁止していません<sup>\*1</sup>。しかし食品衛生法第6条では、以下のような食品は販売したり調理したりしてはいけない、とあります。簡単に抜粋します。

- ① 腐敗、変敗、未熟であるもの
- ② 有毒なもの、有害な物質が含まれたり付着したり、これらの疑いがあるもの
- ③ 病原微生物により汚染されていたり、その疑いがあるものがあって人の健康を損なうおそれがあるもの
- ④ 不潔、異物が混入したり添加されていたりして、人の健康を損なうおそれがあるもの

厚生労働省の調査<sup>\*2</sup>によると、カンピロバクターの汚染率は市販の鶏レバーで66.1%、砂肝は66.7%、鶏肉は100%と報告されています。生産農場や食鳥処理場により汚染率に違いがありますが、鶏肉や鶏レバーは病原微生物により高頻度に汚染されています。「鶏肉・内臓の生食禁止」とは書いていなくても、そもそも病原微生物に汚染されている、もしくはその疑いのある食品は提供してはいけないのです。有毒なもの（例えばジャガイモの芽）はそれが名指しされていなくても、調理の段階で取り除きますよね。「禁止されていないから生で提供しても問題ない」というのは

大きな誤りです。

カンピロバクター食中毒では、「加熱用」の鶏肉を生・半生で提供していた事例が全国的に多く、昨年県内で発生したカンピロバク



ター食中毒3件すべてが飲食店における加熱不十分な鶏肉提供によるものでした。食品衛生法上、「生食用食鳥肉」は存在しません。宮崎県と鹿児島のみ「生食用食鳥肉」の衛生基準の目標を定めていますが、食鳥処理場の段階から基準が決められており、また販売時には食中毒のリスクがあることを表示しなければなりません。さらにこの基準は筋肉だけであり、内臓は適用されません。購入した鶏肉に生食用・加熱用の記載がない鶏肉を生で提供した飲食店からは「卸先から生でも食べられると聞いた」などと責任を転嫁する声も聞かれますが、用途不明の鶏肉・鶏内臓を生食用として提供してはいけません。食肉販売業（卸売）の方は、「加熱用」の表示等で情報伝達を確実に行ってください。



保健所は、炙り等加熱不十分な鶏肉の提供を確認した際には、まず中心部まで十分に加熱を行うよう指導しています。鶏刺しやタタキについては提供中止を推奨し、提供継続する場合は生食用食鳥肉を使用しているか、内臓の提供はないか、原料鶏肉の仕入れ元はどこか、調理器具の使い分けができていないかなどを確認しています。

お客さんは「お店で出される食品は安全である」と信じて食べに来てくれています。科学的根拠に基づいた安全な食品を提供するのは、事業者の責務です。

- ※1 牛の筋肉、馬の筋肉・内臓は「生食用食肉」として規格基準が定められています
- ※2 厚生労働科学研究食品安全確保研究事業「食品製造の高度衛生管理に関する研究」平成14～16年度報告

画像出典：内閣府ホームページ

([https://www.fsc.go.jp/iinkai/20shunen/03\\_campylobacter.html](https://www.fsc.go.jp/iinkai/20shunen/03_campylobacter.html))



ISO14001/ISO27001統合認証取得

株式会社 **クリーン・マット**

〒851-0134 長崎市田中町573番地3  
TEL:095-837-8488 FAX:095-837-8101  
<https://www.cleanmat.co.jp/>

感染防止対策商品でお客様の  
安心な暮らしをお守りします

就任のご挨拶



愛知県食品衛生協会

会長 平田 益行

前会長の逝去により残りの任期を任されました。前会長のもとで勉強させていただいた中で、協会員の皆様が安全安心にお客様をお迎えできるように、少しでも衛生に関する意識を持っていただくことで一層お店が繁盛すれば嬉しいことだと知らされました。新しい情報を会員の皆様に知っていただくことで、お店の安全を一段と高めることができるのではないかと考えています。まず一日一日と今を乗り越えて、次代により良い環境で引き継いでいけるように知恵を絞っていきたくと考えています。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

新人挨拶



長崎県食品衛生協会 総務課

佐藤 貴雄

令和6年4月1日より総務課(営業担当)に配属されました、

佐藤貴雄と申します。

約20年近く法人営業に従事し、産業機器や建設資材など多種多様な商材を取り扱う営業をしてきました。今までと全く異なる分野となりますが、これまでの経験を活かすとともに既成概念に捉われず、幅広い視野をもって新しい業務に取り組んで参りたいと思います。長崎県内における公衆衛生の向上に貢献できるように頑張りますので、ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い致します。



長崎県食品衛生協会 環境検査課

清野 香奈子

本年5月より正規職員となりました、環境検査課技師の清野香奈子と申します。

子と申します。

地元長崎にUターンし、技師として、県民の皆様の生活環境を維持・向上することに微力ながら貢献できること嬉しく思います。

まだまだ未熟ではありますが、県民の皆様の安心・安全な生活のため日々業務に努めてまいりますので、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願いたします。



分析機器・理化学器械の総合販売

株式会社 イケダ科学長崎支店

〒852-8116 長崎市平和町 28 番 11 号  
TEL: (095)845-6278 ・ FAX: (095)849-1857  
E-mail: ikeda-ngsk@juno.ocn.ne.jp

〈主な取り扱いメーカー〉

(株)島津製作所・(株)島津GLC・ジーエルサイエンス(株)  
柴田科学(株)・ヤマト科学(株)・日本インストルメンツ(株)  
サーモフィッシャーサイエンティフィック(株)・東亜DKK(株)

生命科学の技術の進歩と社会の発展に貢献する



- 本 社 〒852-8116 長崎市平和町24番14号  
Tel. 095-848-5221 Fax. 095-849-3920
- 営業本部 〒851-0103 長崎市中里町1384  
Tel. 095-839-3090 Fax. 095-839-5230
- 佐世保営業所 〒858-0923 佐世保市日野町755  
Tel. 0956-28-4365 Fax. 0956-28-3962
- 福岡営業所 〒812-0888 福岡市博多区板付1-9-18  
Tel. 092-418-1184 Fax. 092-418-1181

URL <http://www.technosuzuta.co.jp>

令和6年食中毒発生事例（速報：令和6年8月1日までに厚生労働省に報告のあった事例）

病因物質	食中毒事件数	食中毒患者数
ウイルス-ノロウイルス	179	5365
細菌-ウエルシュ菌	17	691
細菌-カンピロバクター・ ジェジュニ/コリ	58	285
寄生虫-クドア	18	174
寄生虫-アニサキス	148	151
寄生虫-その他の寄生虫	1	111
不明	6	94
細菌-サルモネラ属菌	6	77
細菌-ぶどう球菌	4	40
細菌-セレウス菌	1	38
細菌-その他の病原大腸菌	1	23
自然毒-植物性自然毒	10	15
細菌-腸管出血性大腸菌 (V T産生)	4	8
自然毒-動物性自然毒	6	6
細菌-その他の細菌	1	1
総計	460	7079

出典：厚生労働省ホームページ 食中毒 4.食中毒統計資料  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/04.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/04.html)

- ❖食中毒患者数の多い順に並び替え。
- ❖上位5つ（ノロウイルス、ウエルシュ菌、カンピロバクター、寄生虫（クドア、アニサキス）だけで、全体の約94%を占めています。



### 定期的な「食品の自主検査」で食中毒を未然に防止しましょう！

食品衛生法第3条では、食品等事業者自らの責任において販売食品等の安全性を確保するため、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の規定があります。

定期的な製品検査で食品の安全を担保し、消費者の皆さまに安心・安全な食品を提供しましょう。お問い合わせ・お申し込みは、各地区食品衛生協会までどうぞ。

### 定期的な「検便」で食中毒を未然に防止しましょう！

私たち食品営業従事者が行う検便の目的は、自らが「健康保菌者」でないことを確認して、「食中毒」の発生を未然に防ぐことにあります。

市町村等が行う健康診断や人間ドックでは食中毒菌の検査は行っていませんので、各地区食品衛生協会にお申し込みください。

## 食品賠償共済 (あんしんフード君等) のご案内

お問い合わせは、  
各地区食品衛生協会までどうぞ

厚生労働省認可共済 **あんしんフード君** (総合食品賠償共済)

さらに補償が拡大!!

食中毒だけでなく、業務上の過失による事故(施設賠償)、お預かり品にかかわる事故(受託物賠償)を含め、食品等事業者のリスクをトータルに補償します。

**オールインワンで安心補償!**

生産物賠償リスク ●食中毒 ●異物混入等	施設リスク ●従業員の過失 ●施設の欠陥等	漏水リスク ●店舗内の漏水で階下の施設を汚損	受託物リスク ●お預かり品にかかわる損害	携帯品リスク ●店舗内で食事中に盗難
----------------------------	-----------------------------	---------------------------	-------------------------	-----------------------

納得の掛金でワンランク上の総合食品賠償共済誕生! **「スーパーあんしんフード君」**

「あんしんフード君」に休業補償特約と傷害補償特約を付加したい人必見!!  
「あんしんフード君」に特約を別々にご加入されるよりも割安でご加入できます。

●弁護士無料電話相談サービス  
お客さまトラブル等についてのより良い解決案、対応のアドバイスが受けられます。

公益社団法人日本食品衛生協会 共済部  
〒111-0042 東京都台東区寿4丁目15-7 食品衛生センター8階  
TEL.03-5830-8811 FAX.03-5830-8813

地区名	所在地	TEL	地区名	所在地	TEL
長崎	長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館別館3階	095-824-7228	県北	平戸市田平町里免1126-1 県北保健所内	0950-57-3660
佐世保	佐世保市高砂町5-1 佐世保市中央保健福祉センター5階	0956-25-1171	下五島	五島市福江町7-2 五島保健所内	0959-72-7942
西彼	長崎市滑石1-9-5 西彼保健所内	095-856-4908	上五島	新上五島町有川郷2254-17 上五島保健所内	0959-42-2883
大村東彼	諫早市栄田町26-49 県央保健所内	0957-26-4711	壱岐	壱岐市郷ノ浦町本村触620-5 壱岐保健所内	0920-47-3811
諫早	諫早市栄田町26-49 県央保健所内	0957-26-4711	対馬	対馬市厳原町宮谷224 対馬保健所内	0920-52-5983
県南	島原市新田町347-9 県南保健所内	0957-63-2406	検査センター	西彼杵郡長与町高田郷3640-3	095-883-6830